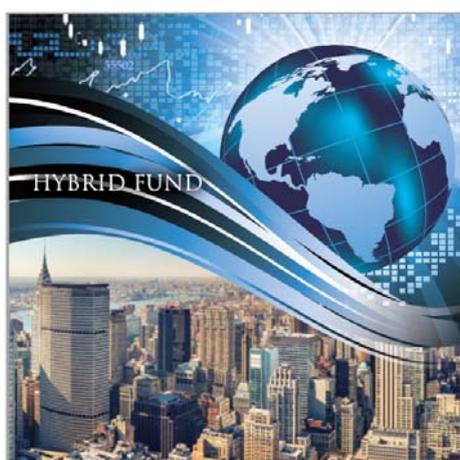


平成 28 年 8 月 17 日

大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

# みずほハイブリッド証券ファンド2016-10 (為替ヘッジあり)(愛称:明日へのとびら)



当社は、平成 28 年 10 月 7 日に「みずほハイブリッド証券ファンド 2016-10 (為替ヘッジあり) (愛称: 明日へのとびら)」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

## 記

### 1. ファンドの目的

世界のハイブリッド証券等に投資し、高利回りの獲得を追求することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

2. ファンドの特色



1 世界の企業が発行するハイブリッド証券等に投資します。

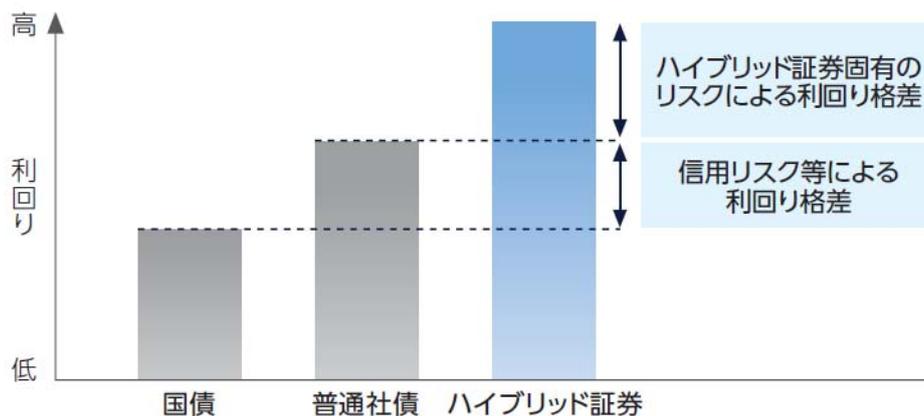
- ◆ ハイブリッド証券とは、債券と株式\*の性質を併せ持つ(ハイブリッド)証券であり、劣後債および優先証券があります。

\*株式と連動して証券価格が変動するものではありません。

- ◆ 一般に国債や普通社債と比較して、信用リスクが高いことやハイブリッド証券固有のリスクなどにより、利回りが高いという特徴があります。

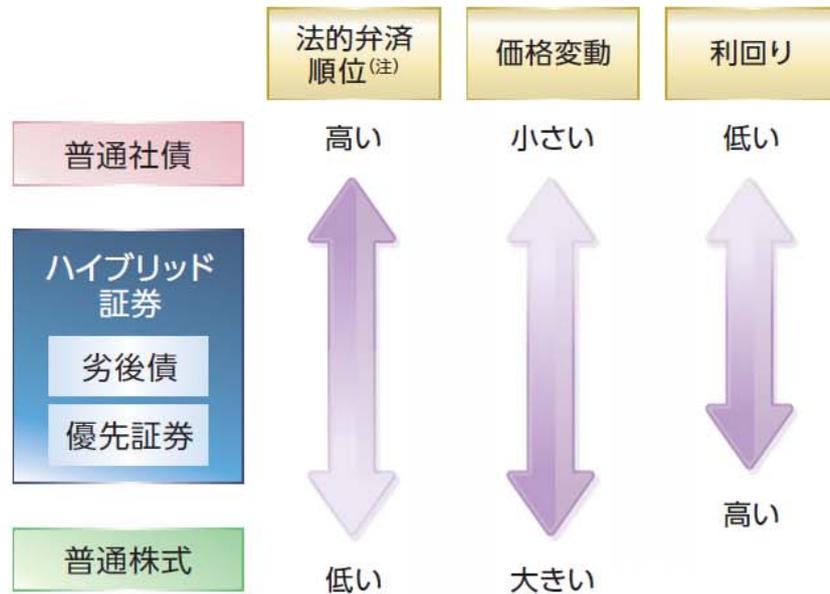
※ハイブリッド証券固有のリスクには、法的弁済順位が劣後するリスク、繰上償還延期リスク、利払繰延リスクなどがあります。くわしくは、「投資リスク」をご参照下さい。

ハイブリッド証券の利回り(イメージ)



※上記はイメージであり、実際の利回りとは異なります。

ハイブリッド証券の特徴(イメージ)



(注)法的弁済順位とは、発行体が倒産等となった場合において、債権者等に対する残余財産を弁済する順位をいいます。

※上記は一般的なイメージであり、実際の価格変動や利回り等を表すものではありません。

[劣後債および優先証券について]

劣後債

- 普通社債に比べて、法的弁済順位が劣後した債券です。
- 一般的に繰上償還条項が付されており、利払繰延条項が付されているものもあります。
- 償還期限がある「期限付劣後債」、償還期限の定めがない「永久劣後債」があります。

優先証券

- 法的弁済順位が普通株式より優先され、劣後債より劣る証券です。
- 一般的に繰上償還条項が付されており、利払繰延条項が付されているものもあります。

※上記は実際のハイブリッド証券の性質すべてを網羅したものではなく、これに当てはまらない場合もあります。

- ◆ 世界の企業には、金融機関(除く保険)を含みます。金融機関についてはG-SIFIsに指定されているものとします。

G-SIFIs(Global Systemically Important Financial Institutions)とは

主要各国の中央銀行、金融監督当局等で構成される金融安定理事会(FSB)が指定した、金融システム上、世界経済に与える影響が極めて大きい(Too big to fail<大きすぎて潰せない>\*)重要な金融機関をいいます。

一般の金融機関と比較し、自己資本の強化が要請される等、厳しい監督を受けることから、安全性の高い健全な経営が求められます。G-SIFIsに指定される金融機関は、毎年11月に見直される予定です。

\*必ずしもG-SIFIsに指定された金融機関が経営破綻しないということではありません。

◆証券の格付けは、取得時において投資適格\*の格付けを有する銘柄を中心とします。

なお、利回り水準や流動性を加味した上で、投資適格未満の格付けを有する銘柄にも投資します。

\*ムーディーズでBaa3以上またはS&PもしくはフィッチでBBB-以上

信用度	格付け	
	ムーディーズの場合	S&P、フィッチの場合
高い ↑ 投資適格	Aaa Aa A Baa { Baa1 Baa2 Baa3	AAA AA A BBB { BBB+ BBB BBB-
	投資適格未満 ↓ 低い	Ba B . .

投資対象

証券の格付けとは、償還時までの証券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ(Moody's)、スタンダード・アンド・プアーズ(S&P)、フィッチ・レーティングス(Fitch)といった格付会社が各証券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

◆信託期間内に満期償還される銘柄および繰上償還や買入消却等が見込まれる銘柄に投資します。

※組入銘柄の償還や買入消却等に伴い再投資する際は、普通社債または先進国の国債に投資することがあります。



## ② 運用は、パイオニア・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行ないます。

- ◆ 外貨建資産の運用にあたっては、パイオニア・インベストメント・マネジメント・リミテッドに運用の指図にかかる権限を委託します。
- ◆ 各業種のクレジット・アナリストによる個別発行体の財務分析および信用リスク分析等により、投資対象銘柄を選定します。
- ◆ 投資対象銘柄の中から、繰上償還の実現性、利払いの確実性、格付見通し等のファンダメンタルズ分析を行ない、組入候補銘柄を選定します。
- ◆ 組入候補銘柄の中から、同業他社比較や相対的な割安度合い等を勘案し、ポートフォリオを構築します。



### 〈パイオニア・インベストメント・マネジメント・リミテッドについて〉

- 欧州を基盤とし約25兆円の資産を運用する「パイオニア・インベストメンツ・グループ」(欧州大手銀行、ユニクレディット・イタリアーノ S.p.A.の100%子会社。従業員数:2,016人)の運用拠点の一つ。特に欧州株式、欧州債券の運用に強みを持つ。
- 運用哲学:リサーチ・チームによるファンダメンタルズ分析、クウォンツ・チームによる定量分析・リスク管理、ポートフォリオ・マネージャーによるアクティブな運用を総合的に生かすことにより、さまざまな投資機会を捉え、グローバルな観点から投資を行ない超過収益の獲得をめざす。
- 所在地:アイルランド ダブリン

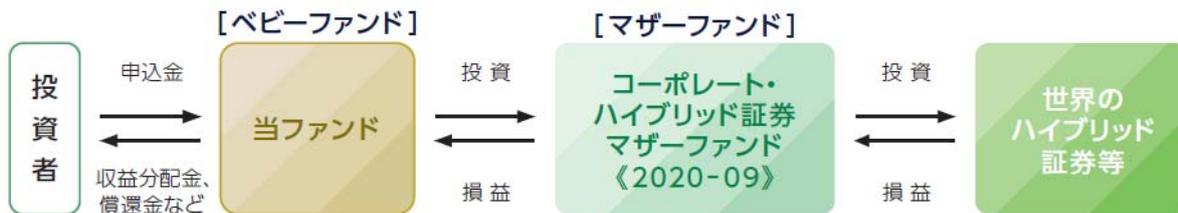
(2016年6月末現在)

### 3 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。  
※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

#### ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。  
ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ・マザーファンドにおいて、ハイブリッド証券、普通社債および国債の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。

### 4 信託期間は約3年11か月です。 (平成28年10月7日から平成32年9月18日まで)

### 5 購入の申込みは、平成28年11月10日までの間に限定して受付けます。

### 6 毎年3月18日および9月18日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

※第1計算期間は、平成29年3月18日(休業日の場合翌営業日)までとします。

#### [分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、経費控除後の配当等収益等の中から分配することをめざします。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわれないことがあります。

## 3. 投資リスク

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

#### 主な変動要因



ハイブリッド  
証券の価格変動  
〔価格変動リスク・  
信用リスク〕

ハイブリッド証券の価格は、金利、発行体の企業業績等を反映して変動します。一般に、金利の上昇、発行体の企業業績の悪化等は、ハイブリッド証券の価格下落の要因となると考えられます。ハイブリッド証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体の財政難、経営不安等が生じた場合、または生じることが予想される場合には、大きく下落します。

また、公社債などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。

ハイブリッド証券固有のリスクとして、以下のようなものがあげられます。

#### 〔劣後リスク(法的弁済順位が劣後するリスク)〕

一般的に、ハイブリッド証券の法的弁済順位は、普通株式に優先し、普通社債に劣後します。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限りハイブリッド証券は元金金の支払いを受けることができません。

また、ハイブリッド証券は、一般的に普通社債と比較して格付けが低く、さらに格付けが低下する場合には、ハイブリッド証券の価格が普通社債以上に大きく下落する場合があります。

#### 〔繰上償還延期リスク〕

一般的に、ハイブリッド証券には、繰上償還条項が付されていますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。

#### 〔利払繰延リスク〕

ハイブリッド証券には、利払繰延条項が付されているものがあり、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。

#### 〔その他〕

組入銘柄が期限前償還された場合、再投資した利回りが低くなる場合があります。

組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

 <p>公社債の 価格変動 〔価格変動リスク・ 信用リスク〕</p>	<p>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
 <p>特定の業種への 集中投資リスク</p>	<p>当ファンドは、特定の業種への投資比率が高くなることのあるため、当該業種固有の要因による影響を受け、幅広い業種に分散投資するファンドと比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。</p>
 <p>為替変動リスク</p>	<p>為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。 日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。</p>
 <p>カントリー・リスク</p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p>
<p>その他</p>	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### 4. ファンドの費用

##### 投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限)2.16%(税抜2.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	0.3%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。

##### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.3824% (税抜1.28%)	運用管理費用の総額は、毎日、信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.70%
	販売会社	年率0.55%
	受託会社	年率0.03%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## 5. ご参考

### ◆ 販売会社：みずほ銀行

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	① 当初申込期間 1口当たり1円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込について	申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所、アイルランド証券取引所、ニューヨークの銀行またはダブリンの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	① 当初申込期間 平成28年9月1日から平成28年10月6日まで ② 継続申込期間 平成28年10月7日から平成28年11月10日まで
	設定日	平成28年10月7日
	当初募集額	300億円を上限とします。
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。

 その他	信託期間	平成28年10月7日から平成32年9月18日まで
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マザーファンドの信託財産につきパイオニア・インベストメント・マネジメント・リミテッドと締結した運用指図権限の委託にかかる契約が終了し、マザーファンドがその信託を終了(繰上償還)させることになった場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還させます。</li> <li>● 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益権の口数が30億口を下ることとなった場合</li> <li>・ 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・ やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> </li> <li>● すべての受益者が換金の意思表示をした場合、繰上償還を行いません。この場合、償還手続きに伴い、通常の換金よりも日数がかかる場合があります。</li> </ul>
	決算日	毎年3月18日および9月18日(休業日の場合翌営業日) (注)第1計算期間は、平成29年3月18日(休業日の場合翌営業日)までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。
	信託金の限度額	500億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> 〕に掲載します。
	運用報告書	毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※平成28年6月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：みずほ信託銀行

## 6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書(交付目論見書)」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上